六　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
七　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
［八～十　略］
十一　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、次に掲げる書類
イ　当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し
ロ　当該使用人の履歴書（第二号イに掲げる書類を除く。）
ハ　当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第二号ロに掲げる書類を除く。）
ニ　当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十条　法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
［一・二　略］
三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、ロに掲げる書類を除く。）
［イ～ニ　略］
ホ　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類
［(1)～(3)　略］
(4)　第八条第六号リ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書
2　［略］
（人的構成の審査基準）
第十三条　法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
［号を削る。］
［号を削る。］

六　競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
七　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面
［八～十　同上］
［号を加える。］

第十条　［同上］
［一・二　同上］
三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまでに掲げる書類を除く。）
［イ～ニ　同上］
ホ　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書
2　［同上］
（人的構成の審査基準）
第十三条　法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。
一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。
二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。